

# 国鉄闘争とすべての争議の 一日も早い勝利解決をめざす決議（案）

この一年間、労働争議は、各争議団や弁護団の奮闘、愛労連の争議支援のとりくみなどによって、大きな勝利を収めてきました。

今年三月中電争議団は、名古屋地裁において会社の意図的な反共思想差別と、それにもとづく賃金差別を違法という判決を出させ、標準者との差別賃金の是正を認めさせました。

また、自治労連東栄町職労の不当解雇撤回闘争では完全勝利、全国一般御園サービス分会での職場復帰、運輸一般でも平安生コン分会、東海サービスの解雇争議が和解で解決するなど、愛労連内では七つの争議が勝利的に解決しています。

財界は、「新時代の『日本の経営』」など二一世紀戦略にもとづいて、リストラ「合理化」を押し進め、労働法制の全面的な改悪、春闘や労働組合つぶしなどを企んでいます。

憲法は労働者の団結権、団体交渉権、争議権を明確に認めています。憲法公布五〇年のいまこそ、愛労連がかかげているスローガン「生かそう憲法、変えよう」として職場」が大切になっています。不安定雇用労働者、中高年労働者、女性労働者、中間管理職をはじめすべての労働者にたいする権利侵害、差別、不当労働行為を許さず、労働者の権利を守り発展させましょう。

国家的不当労働行為である国鉄闘争は、二七兆円もの長期債務問題など分割・民営化一〇年の中で大詰めを迎えています。

国鉄の一〇四七名の解雇撤回をはじめ、すべての争議の勝利解決をめざし、いっそうのとりくみの強化をすすめましょう。

憲法を守り、人間らしく生き働くために、労働法制の改悪を許さず、あらゆる職場に自由と民主主義、雇用と権利を確立するとともに、国鉄闘争をはじめとする争議の一日も早い勝利解決にむけて奮闘しましょう。

以上、決議します。

一九九六年九月八日